

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和8年4月1日時点)

所管局：中野区

機関名称	中野区消防団運営委員会
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	特別区の消防団の設置等に関する条例第3条
設置年月日	1963-07-25
機関の目的・所掌内容	(目的) 消防団の組織の整備を図り、その運営を円滑に行う。(所掌内容) 委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項を審議して答申する。1 消防団の組織に関すること。2 消防団員の確保に関すること。3 消防団員の待遇改善に関すること。
委員数	16 名 (うち、女性委員数 4 名)
会議公開	公開
会議非公開理由	
議事録公開	公開
議事録非公開理由	審議内容に個人情報や企業・団体等の機密情報が含まれる場合には、委員会に諮り了承を得ることで、非公開又は一部非公開とする場合がある。
備考	
HPのURL	http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp
問い合わせ先	中野区 総務部 防災危機管理課 電話番号：03-3228-8930